

デジタルサイネージAI窓口案内導入業務委託
仕様書

令和3年10月

那須塩原市デジタル推進課

内容

1.	業務の名称	1
2.	目的.....	1
3.	履行期間	1
4.	業務場所	1
5.	導入物件	1
6.	機能要件	1
7.	非機能要件(性能)	2
8.	その他委託業務	2
9.	個人情報の取り扱いに関する事項	2
10.	情報セキュリティに関する受託者の責任.....	2
11.	遵守すべき法令等	3
12.	受託者の義務.....	3
13.	支払条件	3
14.	著作権等	4
15.	工業所有権	5
16.	第三者の権利侵害.....	5
17.	契約不適合責任.....	6
18.	環境への配慮事項.....	6
19.	その他	6
20.	担当課.....	6

1. 業務の名称

デジタルサイネージAI窓口案内導入業務委託

2. 目的

那須塩原市の庁内案内に対し、AI を搭載したデジタルサイネージを導入することにより、行き先案内を自動化し、市民サービス向上及び職員の負担軽減を図る。

3. 履行期間

(1) 導入業務

契約日から令和4年1月31日まで

(2) 使用料

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで(12か月)

(3) 各工程の開始及び終了時期

契約後、速やかに「導入構築工程表」を提出すること。

なお、詳細な時期や工程について、提出された導入構築工程表をもとに本市職員が作業負担・リスク低減等の観点で判断し、適当でないと判断した場合はこの限りではなく、最終的には受託者と協議の上決定する予定である。

4. 業務場所

那須塩原市役所 本庁舎1F

5. 導入物件

導入する主な機器やソフトウェアは下記とする。

種類	名称	台数
ハードウェア	タッチパネル機能付きディスプレイ (デジタルサイネージ)	1台
	指向性マイク	1台
	スピーカー	1台
	STB(専用制御機)	1台
ソフトウェア	デジタルサイネージソリューション	1台

よりよい提案であると本市が判断する場合はこの限りではなく、最終的には受託者と協議の上決定する予定である。

6. 機能要件

本システムに係る機能要件は「資料1:機能要件」を参照すること。

7. 非機能要件(性能)

本システムに係る機能要件は「資料 2:非機能要件」を参照すること。

8. その他委託業務

(1) 研修

(ア) 職員向け研修内容(機器操作)

- ・ 機器類全体の構成及び機能概要と機器類の操作のマニュアルの作成及び説明を行い、職員の習熟を図ること。

(イ) 管理者向け研修内容(管理・運用)

- ・ 管理機能を含めた機器類全体の使用方法のマニュアルの作成及びシステム障害発生時の対処方法の説明を行い、管理者の習熟を図ること。

(ウ) 研修スケジュール

- ・ 研修スケジュールについては、市と受託者との協議により決定する。

(2) 維持管理

- ・ 受託者は、システムの円滑運用に資するため、定期的な点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うものとする。
- ・ 受託者は、機器類の破損や障害及びそれらに伴う事故等が発生したとき、又は広告内容等に苦情があったときは、正常な稼働状態に戻すため、点検、修理等を速やかに対応できる体制を整備すること。
- ・ 受託者は、運用開始以降、必要に応じて市職員に対しその操作等について研修を行うとともに、市からの問合せについて速やかに対応できる体制を整備すること。
- ・ 受託者は、運用に必要なシステムのバージョンアップ等を受託者の負担で実施し、操作マニュアルを更新し、市に提供するものとする。

9. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、那須塩原市個人情報保護条例を遵守すること。

10. 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 受託者は、本市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB

メモリ等)に本市に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。

- (3) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、本市が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- (4) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について本市が改善を求めた場合には、本市と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - ① 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。
 - ② 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、本市へ提出して承認を得ること。
 - ③ 再発防止対策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。
 - ④ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

11. 遵守すべき法令等

- (1) 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

12. 受託者の義務

- (1) 本業務の遂行に当たっては、本市の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても本市に別途費用を請求することはできない。ただし、本市の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。

13. 支払条件

- (1) 導入構築費用は、業務完了後、市に請求するものとする。市は、請求書を受領した日から

30日以内に支払いをすることとする。

- (2) 使用料は、各月の料金を翌月末までに市に請求するものとする。市は請求書を受領した日から30日以内に支払いをすることとする。
- (3) 消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨てするものとする。
- (4) 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更が生じた場合の料金は、変更後の税率を適用して算定した額とするが、経過措置等が適用され、税額に変更が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いのとおりとする。

14. 著作権等

- (1) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発元に帰属する。
- (2) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料・データ（帳票、CSV ファイル、データベースの説明資料、マスタテーブルと各テーブルの対応関係（リレーション）を説明する資料、画面とデータベースの対応を説明する資料、本市職員に対する研修資料等）の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 著作権及び著作者人格権等については、以下に定めるところによる。
- (4) 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち本市又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって本市に譲渡されるものとする。
- (5) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、本市に譲渡するものとする。
- (6) 成果品等のうち、上記(4)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、本市が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において本市及び本市が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (7) 成果品等のうち、上記(4)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、本市が成果品を利用するために必要な範囲において本市及び本市が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (8) 本市は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (9) 受託者は、上記(4)に基づき本市に著作権を譲渡した著作物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- (10) 受託者は、上記(5)に基づき本市に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作権者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (11) 前2項の著作権者人格権の不行使は、本市が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (12) 本条(第18著作権等)における著作権の譲渡、著作権者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (13) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により本市に届けるものとし、本市は本市の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (14) 本契約、仕様書等という成果品等には、上記(1)を除き、すべて所有権及び著作権等が本市に帰属する旨の表示をするものとする。

15. 工業所有権

- (1) 委託業務の履行に関連して本市及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、本市が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において本市・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、本市及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、本市及び受託者は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- (2) 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- (3) 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、本市が成果品等を利用するために必要な範囲において、本市又は本市の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- (4) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

16. 第三者の権利侵害

- (1) 本市に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、本市が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を

侵害するものであるとして本市に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、本市から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は本市に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、本市は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

- (2) 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、本市・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - ① 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - ② 本市が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - ③ 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

17. 契約不適合責任

- (1) 本市は、成果品の提出を受けた後に隠れた契約不適合を発見したときは、受託者に契約不適合の補正を請求することができる。
- (2) 前項の規定による契約不適合の補正は、本市がその不適合を知った日から1年以内に請求しなければならない。

18. 環境への配慮事項

導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

19. その他

- (1) 受託者は、本仕様書のほか、本業務の契約候補者選定に係るプロポーザルを実施した際に提出した企画提案書等の内容に従い本業務を履行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた事項は、市と受託者と協議の上決定するものとする。

20. 担当課

企画部デジタル推進課